

令和元年度 第1回阪南市市民協働推進委員会 会議録（概要）

名称	令和元年度 第1回阪南市市民協働推進委員会
開催日時	令和元年6月12日（水） 午後6時00分～
開催場所	阪南市役所 別棟2階 第3・4会議室
出席者	【推進委員】吉田委員、有田委員、西浦委員、小坂委員、井澤委員、坂上委員、小菅委員、田邊委員、横田委員、吉永委員 10人出席 【事務局】渡部副市長、森貞総務部長 地域まちづくり支援課 戸崎課長、辻野課長代理、岩下総括主事、枇榔主事
傍聴人数	0人
議題	阪南市市民協働推進委員会の役割について 協働のまちづくりについて 市民協働事業提案審査部会委員の選出について
資料	資料1 市民協働推進委員会の役割について 資料2 阪南市市民協働事業提案制度 平成31年度募集案内 資料3 阪南市市民協働事業提案制度平成30年度事業実施状況について 資料4-1 企画提案書（舞地区自主防災会） 資料4-2 企画提案書（阪南コットンワークス） 資料5 阪南市市民協働事業提案制度 募集要項 資料6 阪南市市民協働推進委員会条例 資料7 阪南市市民協働推進委員会条例施行規則 資料8 阪南市市民協働推進委員会提案審査部会設置要綱 参考資料 阪南市市民協働推進委員会委員名簿 参考資料 審査部会 審査シート
要旨	委員委嘱。 委員長及び副委員長の選出。 阪南市市民協働推進委員会の役割について、資料1に基づき、事務局より説明。 協働について、吉田委員長より説明。 資料2、3、4に基づき、阪南市市民協働事業提案制度の制度説明、現在までの実施状況、現在の応募状況について、事務局より説明。 資料6、7、8に基づき、審査部会の役割について、事務局より説明。また、要綱に基づき、審査部会委員を吉田委員長よりご選任いただく旨、事務局より説明。
会議	<p>【委員長及び副委員長の選出】</p> <p>委員長に吉田委員、副委員長に有田委員を選出。</p> <p>承認</p> <p>【阪南市市民協働推進委員会の役割について】</p> <p>事務局 阪南市市民協働推進委員会の役割について、資料1に基づき、①市民協働事業提案制度、②市民活動センター夢プラザ、③市民協働庁内推進会議の3点を中心に事務局より説明。</p> <p>（推進委員からの意見、質疑・応答）</p> <p>委員 市民協働事業提案制度が当初より、申込件数が減少しているが、なぜ減少しているかなど検証は行っているか。</p> <p>事務局 どの様な要因があり減少しているかなど、具体的な検証は出来ていない。件数の増加を図るため、各種団体の皆様が集まるような会合の場へ赴き、提案制度の周知を行ったり、種シートについても、市内ほとんどの公共施設に配架を行ったところ。検証は行っていないながらも、件数の増加を図るためのアプローチを行っている。</p> <p>委員 庁内推進会議での現場研修は非常に良い取組だと思う。実際に研修に行った職員からどのような意見があったのか。</p> <p>事務局 直接、活動されている団体の方々と一緒に活動を行ったり、話し合いができたことにより、地域がどのようなことに困っているか等を気づけたことは非常に良かった。とても有意義な研修だったという意見を聞いている。</p> <p>【協働について】</p> <p>委員長 協働について、吉田委員長より講演。</p> <p>【市民協働推進委員会提案審査部会委員の選出について】</p> <p>事務局 資料6、8に基づき、審査部会の役割について、事務局より説明。また、審査部会委員を、学識経験のある者より1名、公共的団体等の代表者より2名、市民より1名ずつ、計4名を委員長より選任いただき、副部会長の指名をしていただく旨、事務局より説明。</p> <p>委員長 要綱に基づき、学識経験者から1名ということで、有田副委員長、公共的団体等からの代表者として、小坂委員、小菅委員にお願いしたいと思います。公募市民として、横田委員にお願いしたいと思います。</p> <p>承認</p>

委員長 要綱第3条第2項に基づき、審査部会の副部会長の指名ということで、有田副委員長にお願いしたいと思います。

承認

【令和元年度市民協働事業提案制度 提案及び応募状況について】

事務局 資料2に基づき、市民協働事業提案制度について説明。
資料3に基づき、平成30年度において実施している提案事業について説明。
資料4-1、4-2に基づき、令和元年度に応募のあった事業について説明。

(推進委員からの意見、質疑・応答)

委員 提案・応募できる団体の要件として、市内に事務所又は活動拠点があり、市内で市民公益活動を行っており、とあるがこれは、事務所が市内なのか、活動している会員が住民でないといけないのか、他府県でも市内に事務所があれば大丈夫なのか。この辺りを教えてもらいたい。

事務局 要綱上、市内に事務所があると規定しているため、活動されている人の所在地は関係していない。あくまでも市内で公益活動を行うことが前提であり、加えて事務所等も市内にある必要がある。

委員 阪南コットンワークスの会則に、会員の範囲が日本全国となっている。その会員が日本国内にいればよいということか。

事務局 実際、現在活動されている役員の方々は、市内に事務所を置き市内で活動を行っておられる。だからと言って会員を阪南市に限定しているわけではないという会則を作られている。活動に関して、阪南市で行っていただくという前提で市内に事務所があれば、応募できる団体要件は満たしていることとなる。

委員長 阪南市における市民協働の活動に従事していただけるなら所在は問わないということ。内容については審査部会において審査チェックを行っていく。

【その他】

事務局 資料5 阪南市市民協働事業提案制度 募集要項について説明。
今後のスケジュールについて説明。

委員長 この後、審査部会にて審査を行い、提案に問題なければ、8月下旬に公開プレゼンテーションを実施し、その結果を次回の委員会にて報告ということになる。

委員 今回2つの提案が出ているが、1つ目の舞校区自主防災会は以前も防災マップを作成されていると思う。舞地区の防災意識が高く、提案になっているのだと思うが、そもそも他の地域にそういう必要性がないのか。防災意識が低い地域等にこそアプローチが必要ではないかと思う。この辺り課として、他地区への努力はされているのか。

事務局 舞地区が始まりでさせてもらっている。協働提案制度で行ったのは舞地区だが、このような先進事例を見てやりたいという地区も出てきている。他地区については、そのノウハウを生かしながら、やりませんかという声掛けも含め、提案制度に応募はしていないが進めている。今回の提案も、同様に進められればと考えている。

委員長 初回から多くの内容について、活発なご議論ありがとうございました。
それでは本日の推進委員会は終了します。